

「川のみなとオアシス 水のまち 京都・伏見」パートナー制度要綱

（趣旨）

第1条 伏見港の「みなとオアシス」登録を契機とする持続可能な賑わいづくりに向け、民間主体の活動を促進するため「川のみなとオアシス 水のまち 京都・伏見」パートナー制度を創設する。

（名称）

第2条 この要綱に基づき活動する「川のみなとオアシス 水のまち 京都・伏見」パートナーの名称を伏見港パートナー（以下、パートナーと言う。）とする。

（対象）

第3条 伏見港の「みなとオアシス」登録を契機とする持続可能な賑わいづくりに賛同し、想いをもって自ら行動し、応援する企業、団体、個人の方を対象とする。

（活動内容）

第4条 パートナーの活動内容は、伏見港を有する伏見ならではの、歴史・文化資源、日本酒をはじめ、水にはぐくまれた豊かな食文化など、多様なコンテンツを活用した魅力の創出・発信を通じて、伏見地域の持続可能な賑わいづくりに寄与する行動や応援とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーの活動とは認められない。

- (1) 活動が公序良俗に反する等社会的に非難を受けるものであるとき。
- (2) 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

（パートナー登録）

第5条 登録に要する費用は発生しないが、次に掲げる手続きを行う。

- (1) パートナー活動を希望する者は、協議会が定める方法により申請する。
- (2) 協議会は、適当と認めたものをパートナーとして名簿登録する。
- (3) 名簿登録を受けた者には、協議会から登録証を交付する。

（活動支援）

第6条 パートナーに登録された者は次に掲げる活動支援を受けることができる。なお、パートナーの活動は、自由意志に基づく活動とし、報酬等は発生しないものとする。

- (1) メーリングリストによる事務局からの情報提供、パートナーからの情報発信
- (2) パートナーを対象とした意見交換会や交流会等の開催
- (3) 「みなとオアシス」の趣旨に合うと認められた取組に対する側面的な支援（別途、定める使用規程に基づく伏見港のロゴの使用及び後援名義の使用、協議会による情報発信等）
- (4) ホームページ上で、名称・活動内容等の情報掲載（公開可能な方のみ）

（協力依頼）

第7条 協議会による賑わいづくりに向けた活動が発生した時は、その内容に応じて名簿登録者に活動の協力を依頼する。

（事故への備え）

第8条 協議会からの協力依頼に応じたパートナーについて、活動中の不慮の事故に備えて「ボランティア活動保険」に加入する。この場合の経費は、協議会負担とする。

（登録の取り消し）

第9条 次の場合は名簿登録を取り消すことができる。

- (1) 登録辞退の申し出があった場合
- (2) パートナーとして不適格と認められる事実が発生した場合
- (3) 第4条(1)または(2)に該当すると認められる場合

(庶務)

第10条 パートナー制度の庶務は、伏見区役所地域力推進室において行う。

(その他)

この要綱に定めるもののほか、パートナーに関し必要な事項については、その都度、協議会が定めるものとする。

附則

1 この要綱は、令和3年6月21日から施行する。